



令和7年4月4日

関東運輸局

都市鉄道等利便増進法に基づく整備構想・営業構想の認定について

関東運輸局は、羽田エアポートライン株式会社及び東急電鉄株式会社から申請のあった都市鉄道等利便増進法に基づく、速達性向上事業に係る鉄道施設の整備及び営業構想について、本日認定しました。

関東運輸局は、令和7年1月17日に、羽田エアポートライン株式会社から申請のあった速達性向上事業に係る鉄道施設の整備構想及び東急電鉄株式会社から申請のあった同営業構想について、都市鉄道等利便増進法第4条第4項の規定に基づき、本日認定し、同条第5項の規定に基づき、構想の内容を公表しましたので、お知らせします。

公表した構想の内容（添付資料参照）については、関東運輸局のホームページ（<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/>）に掲載しております。

[添付資料]

- 別添1 : 認定した整備構想の内容
- 別添2 : 認定した営業構想の内容
- 別添図面 : 速達性向上事業を実施する区域

※1 : 羽田エアポートライン株式会社及び東急電鉄株式会社は、都市鉄道等利便増進法第5条第1項に基づき、令和7年8月4日までに、協議により、速達性向上計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができることとなっております。

※2 : 当該認定に係る速達性向上事業の全部又は一部と同等の効果を有すると認められる速達性向上事業を行おうとする者は、都市鉄道等利便増進法施行規則第8条に基づき、令和7年7月4日までに、同法第4条第1項又は第2項の規定による整備構想又は営業構想の認定を申請することができることとなっております。

[問い合わせ先] 関東運輸局鉄道部計画課
竹村・脇・宮代
TEL : 045-211-7243

都市鉄道等利便増進法（平成17年法律第41号）第4条第4項の規定に基づき、整備構想を認定したので、同条第5項の規定に基づき、次のとおり公表する。

なお、都市鉄道等利便増進法施行規則（平成17年国土交通省令第82号）第8条の規定に基づく整備構想の認定の申請の期限については、令和7年7月4日とする。

令和7年4月4日

関東運輸局長 藤田 礼子

- I 整備構想を認定した日 令和7年4月4日
- II 整備構想の作成主体の名称 羽田エアポートライン株式会社
- III 認定した整備構想の内容
 - 1 速達性向上事業を実施する区域（別添図面参照）

東急電鉄東急多摩川線矢口渡駅・蒲田駅間から蒲田駅を経過し、京浜急行電鉄本線・空港線京急蒲田駅付近まで
 - 2 速達性向上事業の内容
 - 【鉄道の種類】 普通鉄道
 - 【整備キロ程】 約1.7km
 - 【施設の概要】
 - (1) 単線・複線の別 複線
 - (2) 軌間 1067mm
 - (3) 設計最高速度 110km/h
 - (4) 設計通過トン数 20百万トン/年
 - 【その他の都市鉄道施設の整備】
 - ・蒲田駅付近における東急多摩川線と池上線との接続線の整備
 - ・車両留置施設の整備
 - ・東急多摩川線多摩川駅及び下丸子駅乗降場の整備
 - ・鉄道電気施設の整備
 - 3 都市鉄道施設の整備に要する期間
 - 開始予定年月 令和7年10月
 - 終了予定年月 令和24年3月（残工事期間を含む。）

- 4 都市鉄道施設の整備に要する費用の額
総事業費 124,768(百万円)
(内訳)
用地費 10,160(百万円)
工事費 106,071(百万円)
その他 8,537(百万円)

5 速達性向上事業の効果

近年、訪日外国人の増加や各国との都市間競争が激化する中での国際競争力強化の必要性の高まりが求められる中、京浜東北線・東急多摩川線及び池上線の蒲田駅と京急蒲田駅間の約800mはミッシングリンクとなっている。

東京圏の国際競争力の強化や地域経済の活性化の社会的要請の高まりを受け、国際空港として相応しい羽田空港への鉄道アクセスや通勤、通学などの都市内旅客が利用する路線として、東急電鉄東急多摩川線矢口渡駅・蒲田駅間から蒲田駅を通過し、京浜急行電鉄本線・空港線京急蒲田駅付近までを連絡する路線の整備を計画したものである。

本事業は交通政策審議会答申第198号に位置付けられ、東急東横線、東京メトロ副都心線、東武東上本線、西武池袋線との相互直通運転を通じて、国際競争力強化の拠点である新宿、渋谷、池袋等や東京都北西部・埼玉県南西部と羽田空港とのアクセス利便性の向上が期待できる。また、蒲田・京急蒲田地区等の都市機能の向上が図られ、更なる発展に資することが期待されるものである。

【具体例】

中目黒駅～京急蒲田駅付近

約36分⇒約23分(約13分短縮)

自由が丘駅～京急蒲田駅付近

約37分⇒約15分(約22分短縮)

【参考：接続路線】

中目黒駅～羽田空港第1・第2ターミナル駅

約 50 分⇒約 42 分（約 8 分短縮）
自由が丘駅 ～ 羽田空港第 1・第 2 ターミナル駅
約 51 分⇒約 34 分（約 17 分短縮）
東京メトロ副都心線（渋谷駅にて接続）
新宿三丁目駅 ～ 羽田空港第 1・第 2 ターミナル駅
約 61 分⇒約 54 分（約 7 分短縮）

※東京メトロ副都心線・東急東横線渋谷駅での運転形態は未定であり、乗継時間を考慮しない場合として計算

※渋谷駅～新宿三丁目駅間および京急蒲田駅～羽田空港第 1・第 2 ターミナル駅間の所要時分は想定

6 速達性向上事業と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業があるときは、その内容

東横線・目黒線田園調布駅付近において、目黒線から東急多摩川線へ繋がる線路を、東横線から東急多摩川線へ繋がる線路へと変更する事業が行われる。この事業により、本速達性向上事業の効果が十分に発揮される。

7 鉄道事業法第 3 条第 1 項の規定による鉄道事業の許可を要するものにあつては、その種別

第 3 種鉄道事業

都市鉄道等利便増進法（平成 17 年法律第 41 号）第 4 条第 4 項の規定に基づき、営業構想を認定したので、同条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

なお、都市鉄道等利便増進法施行規則（平成 17 年国土交通省令第 82 号）第 8 条の規定に基づく営業構想の認定の申請の期限については、令和 7 年 7 月 4 日とする。

令和 7 年 4 月 4 日

関東運輸局長 藤田 礼子

- I 営業構想を認定した日 令和 7 年 4 月 4 日
- II 営業構想の作成主体の名称 東急電鉄株式会社
- III 認定した営業構想の内容

1 速達性向上事業を実施する区域（別添図面参照）

東急電鉄東急多摩川線矢口渡駅・蒲田駅間から蒲田駅を経過し、京浜急行電鉄本線・空港線京急蒲田駅付近まで

2 速達性向上事業の内容

【鉄道の種類】 普通鉄道

【営業キロ】 約 0.8 km（連絡線区間）

【計画供給輸送力】 112.8 千人/日

【運行条件】

（1）運行区間

渋谷方面～多摩川駅～蒲田駅～京急蒲田駅付近

（2）運行頻度

朝最混雑時間帯 20 本/時 程度

その他の時間帯 10 本/時 程度

（3）運賃

現在の運賃体系を基本とし、連絡線区間について加算運賃を設定する。

（4）駅の位置及び名称

別添図面参照

※速達性向上事業の実施に当たっては、連絡線および連絡施設の整備のほか、以下の都市鉄道施設の整備が必要。

・蒲田駅付近における東急多摩川線と池上線との接続

線の整備

- ・車両留置施設の整備
- ・東急多摩川線多摩川駅及び下丸子駅乗降場の整備
- ・鉄道電気施設の整備

3 速達性向上事業の効果

近年、訪日外国人の増加や各国との都市間競争が激化する中での国際競争力強化の必要性の高まりが求められる中、京浜東北線・東急多摩川線及び池上線の蒲田駅と京急蒲田駅間の約 800m はミッシングリンクとなっている。

東京圏の国際競争力の強化や地域経済の活性化の社会的要請の高まりを受け、国際空港として相応しい羽田空港への鉄道アクセスや通勤、通学などの都市内旅客が利用する路線として、東急電鉄東急多摩川線矢口渡駅・蒲田駅間から蒲田駅を経過し、京浜急行電鉄本線・空港線京急蒲田駅付近までを連絡する路線における運行計画を策定したものである。

本事業は交通政策審議会答申第 198 号に位置付けられ、東急東横線、東京メトロ副都心線、東武東上本線、西武池袋線との相互直通運転を通じて、国際競争力強化の拠点である新宿、渋谷、池袋等や東京都北西部・埼玉県南西部と羽田空港とのアクセス利便性の向上が期待できる。また、蒲田・京急蒲田地区等の都市機能の向上が図られ、更なる発展に資することが期待されるものである。

【具体例】

中目黒駅～京急蒲田駅付近

約 36 分⇒約 23 分（約 13 分短縮）

自由が丘駅～京急蒲田駅付近

約 37 分⇒約 15 分（約 22 分短縮）

【参考：接続路線】

中目黒駅 ～ 羽田空港第 1・第 2 ターミナル駅

約 50 分⇒約 42 分（約 8 分短縮）

自由が丘駅 ～ 羽田空港第 1・第 2 ターミナル駅

約 51 分⇒約 34 分（約 17 分短縮）

東京メトロ副都心線（渋谷駅にて接続）

新宿三丁目駅 ～ 羽田空港第 1・第 2 ターミナル駅

約 61 分⇒約 54 分（約 7 分短縮）

※東京メトロ副都心線・東急東横線渋谷駅での運転形態は未定であり、乗継時間を考慮しない場合として計算

※渋谷駅～新宿三丁目駅間および京急蒲田駅～羽田空港第 1・第 2 ターミナル駅間の所要時分は想定

- 4 速達性向上事業と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業があるときは、その内容

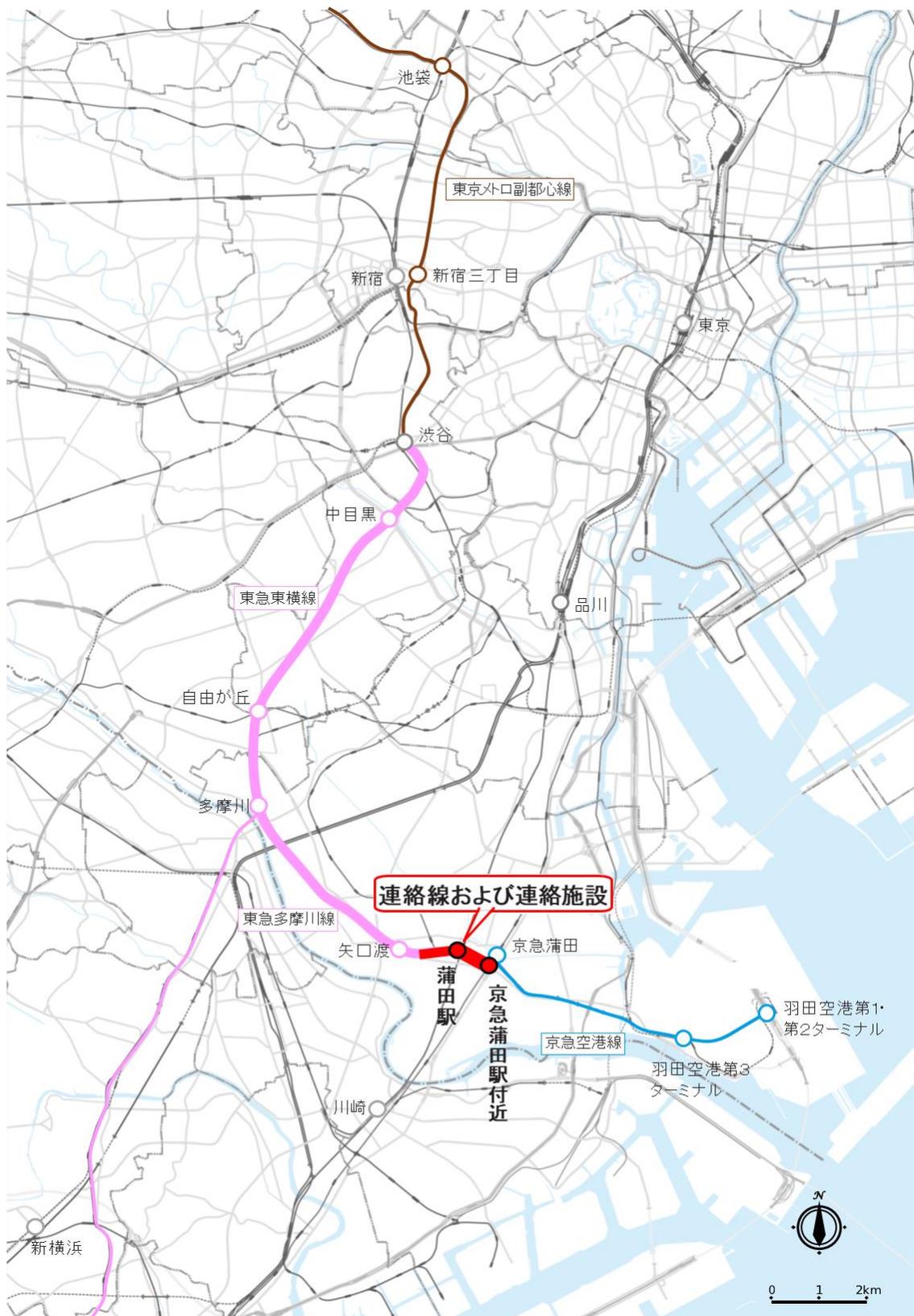
東横線・目黒線田園調布駅付近において、目黒線から東急多摩川線へ繋がる線路を、東横線から東急多摩川線へ繋がる線路へと変更する事業を行う。この事業により、本速達性向上事業の効果が十分に発揮される。

- 5 鉄道事業法第 3 条第 1 項の規定による鉄道事業の許可を要するものにあつては、その種別

第 2 種鉄道事業

別添図面 1

速達性向上事業を実施する区域 (広域図)



速達性向上事業を実施する区域 (詳細図)

